

議案第 5 6 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要な手数料を定めたいため

海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和４０年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次の１号を加える。

（２３） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）の規定に基づく手数料

ア 番号法第７条第１項に規定する通知カードの紛失、焼失、著しく損傷したこと等による再交付 １件につき ５００円

イ 番号法第２条第７項に規定する個人番号カードの紛失、焼失、著しく損傷したこと、個人番号カードの機能が損なわれたこと等による再交付 １件につき ８００円

附 則

この条例は、平成２７年１０月５日から施行する。ただし、第２条第１項第２３号イの規定は、平成２８年１月１日から施行する。